地域再生計画

1 地域再生計画の名称

西海市まち・ひと・しごと創生推進計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

長崎県西海市

3 地域再生計画の区域

長崎県西海市の全域

4 地域再生計画の目標

西海市は、長崎県下の二大都市、長崎市と佐世保市にはさまれるように西彼杵 半島の最北部に位置し、山がちな地形から成る面積約241平方キロメートルの市 です。

総人口は、1930年(昭和10年)頃から大島炭鉱、崎戸炭鉱の採掘の影響で人口が増加しましたが、1955年(昭和30年)84,161人をピークに減少し、1968年(昭和43年)に崎戸炭鉱が、1970年(昭和45年)に大島炭鉱が閉山し、急激に人口が減少しています。また、2001年(平成13年)に長崎オランダ村が閉園し、周辺の多くの飲食業が撤退したことで、人口減少が加速しました。現在の総人口は、国勢調査によると2015年(平成27年)は28,691人、住民基本台帳によると2020年3月31日時点では27,326人となっています。

自然動態について、子どもを生み育てる世代「母親世代」の減少等を背景に出生数の減少が続き、出生数が死亡数を下回る、人口の「自然減」が続いており、令和元年度は318人の自然減となりました。なお、合計特殊出生率は、平成25年の2.17をピークに減少し、平成29年は1.89となりました。

社会動態について、転入・転出ともに減少していますが、転出数が転入数を上回る人口の「社会減」の状態が続いており、令和元年度は59人の社会減となりました。「社会減」及び「自然減」の状況が、人口減少を加速させる結果となっております。国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来人口推計」に

おいて、2045年は15,801人に減少する見込みです。

人口減少による市民生活への影響としては、個人市民税や普通交付税の歳入が減少し、財政基盤が脆弱になることによる、公共施設の維持管理や福祉・医療、防災等の住民サービスの低下、また地域の担い手が減少することによって、地域コミュニティの維持が困難となり地域の活力が低下することが考えられます。

その他、労働力人口の減少や消費市場の縮小を引き起こし、社会生活サービスが低下することで更なる人口流出を引き起こすことが危惧されます。

これらの課題を解決するため、人口問題を切り口に政策分野を整理し、「人口減少の克服」と「地方創生」の実現に特化した戦略のもと、下記の基本目標を掲げ、本市の目標人口である令和 42(2060)年の人口 30,000 人程度とする人口の将来展望の達成を目指します。

基本目標1 安定した雇用を創出する

基本目標2 市外への流出抑制と市街からの流入を促進する

基本目標3 結婚・出産・子育ての希望をかなえる

基本目標4 地域経済の活性化による市民所得の向上

基本目標5 シティプロモーションの強化

【数値目標】

5-2の ①に掲げ る事業	KPI	現状値(計画開始時点)	目標値 (2024年度)	達成に寄与する 地方版総合戦略 の基本目標
ア	製造業従業者数(工業統計)	2,679 人	2,800 人	基本目標 1
	誘致企業数(累計)	3社	3社	
1	整備した住宅への入居者数	128 人	475 人	
	(累計)			
	空き家を活用した移住・定	34 件	50 件	基本目標 2
	住世帯数(累計)			
	市内中学生の市内高校への	39. 19%	50%	
	進学率			

	教育環境に対する満足度	53%	70%	
Ď	合計特殊出生率	1.89	2. 20	
	子育て支援の満足度	50%	80%	基本目標3
	婚姻数	99 件	120 件	
X	耕地面積	2, 210ha	2, 400ha	
	農林業総生産	6,079 百万円	6,340百万円	
	水産業総生産	936 百万円	950 百万円	基本目標4
	延べ宿泊客数(長崎県観光統	59,037 人	81,000人	
	計)			
オ	認知度	10.90 ポイン	15 ポイント	
		1		
	情報接触度	6. 90 ポイント	10 ポイント	基本目標 5
	魅力度	4. 70 ポイント	6 ポイント	
	居住意欲度	4.60 ポイント	5ポイント	

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

5-2のとおり。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

- 〇 まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する 特例(内閣府): 【A2007】
 - ① 事業の名称

西海市まち・ひと・しごと創生事業

- ア 安定した雇用を創出する事業
- イ 市外への流出抑制と市外からの流入を促進する事業
- ウ 結婚・出産・子育ての希望をかなえる事業
- エ 地域経済の活性化による市民所得の向上事業
- オ シティプロモーションの強化事業

② 事業の内容

ア 安定した雇用を創出する事業

a 若い世代が安心して市内で働くことができるよう、安定した雇用の創 出を図る事業。

【具体的な事業】

- 工業団地の整備、企業誘致
- ・遊林市有施設を活用した企業立地
- ・さいかい光の道構想補助金事業
- ・風力発電事業の導入、企業の誘致 等

イ 市外への流出抑制と市外からの流入を促進する事業

- a 良質な住環境の整備のため定住促進を図る事業。
- b 移住者や市内出身者の就職による定住促進のための支援を図る事業。
- c 若年層の流出を抑制するため市内中学校から市内公立高校への進学率 向上を図る事業。
- d 子育て世代の市外への流出を抑制するため、市民のニーズに合わせた 切れ目のない教育環境の整備を図る事業。

【具体的な事業】

- 宅地造成事業
- ・公営住宅、単独住宅の整備事業
- ・民間が整備する住宅への支援
- ・ 市道改良、歩道整備、棟梁の改修事業
- ・空き家活用移住促進事業
- ・移住者への使用料減免措置
- · 奨学金償還免除制度
- 地域運営組織事業
- 市内中学生向けに市内公立高校学校説明会等の開催
- ・市内高等学校活性化協議会(仮称)の開催
- ・健全育成のための体験活動推進事業
- 学力向上推進

- ・特色ある学校づくり
- ・学校適正化に対応した活力ある学校づくり
- ・文化資源活用促進プラン郷土を愛する心の育成
- ・スポーツによる地域活性化事業
- ・プログラミング教育推進事業
- · 市内小中学校校内 LAN 整備事業 等

ウ 結婚・出産・子育ての希望をかなえる事業

- a 出産の希望をかなえるため、子育てにかかる経済的負担の軽減を図る 事業。
- b 子育ての希望をかなえるため、子育て環境の整備など切れ目のない一 体的な支援を図る事業。
- c 結婚の希望をかなえるため、出会いの場の創出を図る事業。

【具体的な事業】

- ・子育てあんしん応援事業
- · 小 · 中学校遠距離通学費無償化事業
- ・子ども (小・中・高等学校) 医療費助成事業
- 不妊治療費助成事業
- · 幼児教育、保育拡充事業
- ファミリー・サポート・センター事業
- 育児休業奨励事業
- ・学校・家庭・地域の連携協力推進事業
- ・ 土曜日の教育支援構築推進事業
- ・放課後子ども総合プラン推進事業
- ・ 放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)
- · 保育環境改善等事業
- ・子ども居場所づくりサポート事業
- · 未熟児産後支援事業
- 西海市出産祝金支給制度
- •婚活支援事業 等

エ 地域経済の活性化による市民所得の向上事業

- a 第一次産業の活性化による地域経済の活性化を目指すため、市民所得 の向上を図る事業。
- b 市内外への本市の地域イメージ定着を促進するため、豊かな「食」の戦略的な販売促進を図る事業。
- c 魅力的な地域づくりのため、地域資源を生かした交流人口拡大を図る 事業。
- d 地域資源をいかした市内産品の知名度向上及び生産者の所得向上を図る事業。

【具体的な事業】

- 農業基盤整備事業
- ・地域特性に応じた農業経営支援
- ・漁業就業者の確保育成支援 (漁業就業者確保育成総合対策事業)
- ・漁村の人づくり事業
- ·新規作物導入、普及支援事業
- ・「新たな森林経営管理システム」への取り組み
- 農産物等販路拡大事業
- ・特産品ブランド力強化対策事業 (特産品マーケティング事業)
- 「長崎西海の魚」流通促進事業
- ・ 地産地消の推進拡大
- ・民間と連携した市内特産品の魅力向上と販路拡大
- ・さいかい力で創る感動体験のまち西海事業
- 七ツ釜鍾乳洞保全事業
- ・旧長崎オランダ村跡地利活用事業
- ・ 「西海の食」を生かしたイベント実施の支援
- ・大瀬戸地区まちなか活性化事業
- ・西海市スポーツ合宿補助事業
- ・既存観光施設の魅力向上
- ・創業者や後継者に対する支援
- ・ふるさと西海応援寄附金事業 等

オ シティプロモーションの強化事業

a 認知度向上のため、市内外に戦略的・継続的に発信することで郷土愛 や関心と憧れを醸成し、交流人口及び定住人口の拡大を図る事業。

【具体的な事業】

- ・飛び出せ!西海シティプロモーション事業
- ・デジタルとアナログによる西海の魅力発信事業 等

※なお、詳細は西海市まち・ひと・しごと総合戦略のとおり

- ③ 事業の実施状況に関する客観的な指標(重要業績評価指標(KPI)) 4の【数値目標】に同じ。
- ④ 寄附の金額の目安

100,000 千円 (2020 年度~2024 年度累計)

⑤ 事業の評価の方法(PDCAサイクル)

毎年度、3月末時点でのKPIの達成状況を取りまとめ、毎年9月に外部有識者による評価を行うことにより、有効性の観点から検証のうえ、必要な見直しを行います。検証結果は西海市ウェブサイトで公表します。

⑥ 事業実施期間

地域再生計画の認定の日から 2025 年 3 月 31 日まで

6 計画期間

地域再生計画の認定の日から 2025 年 3 月 31 日まで